

令和8年度 就学援助制度のお知らせ

鎌倉市では、経済的な理由でお子さんの就学にお困りの方に対し、費用の一部を援助しています。

※ 毎年度、申請が必要です（前年度や、入学前に申請した方も、期日までに申請を）

申請期間

2月16日(月)～5月31日(日)

※郵送の場合は、5月29日(金)必着
※上記期間後は、支給額が減額されます

申請方法

電子申請



または郵送



「就学援助」で検索

1 対象になる方（以下のいずれにも該当する方）

- ✓ お子さんが、鎌倉市立小中学校に在籍している
- ✓ 生活保護を受給していない
- ✓ 世帯全員の所得（令和7年中）が、生活保護需要額の1.5倍以下である

【所得限度額の目安（生計が同一である家族全員の所得の合計額）】

世帯人数	世帯構成(例) ※令和7年12月末日時点	所得限度額の目安	
		持家の場合	借家の場合
2人	父または母(20～40歳) 1人、小学生 1人	2,600,000円	3,400,000円
3人	父母(20～40歳) 2人、小学生 1人	3,400,000円	4,200,000円
4人	父母(20～40歳) 1人、41～59歳 1人、中学生 1人、小学生 1人	4,400,000円	5,300,000円
5人	父母(41～59歳) 2人、中学生 2人、小学生 1人	5,500,000円	6,300,000円

- ※ 所得限度額は、世帯人数や年齢構成によって変わりますので、あくまでも目安としてご覧ください。
- ※ 対象となる所得は、令和7年(2025年)中の世帯全員の所得の合計額です（パートや年金も含みます）。
- ※ 認定の可否は、お問い合わせいただいても、事前にはお答えできません。

2 支給の内容（令和7年度） ※令和8年度の内容は、法令改正等により変更となる可能性があります。

援助費目	対象者	年間支給額		備考
		小学校	中学校	
学用品費（※通学用品費）	(小・中)1年	13,230円	25,040円	6月以降の申請者は月割 ※通学用品費は1年は対象外
宿泊を伴わない校外活動費	(小・中)1年以外	15,500円	27,310円	
新入学児童生徒学用品費	(小・中)1年※	57,060円	63,000円	5月末までの申請者のみ ※入学前の受給者は対象外
	(小)6年生	63,000円		
給食費	全員	現物給付	実費	自己負担額分を支給
修学旅行費	(小)6年(中)3年	実費(共通の経費のみ)		認定日以降の参加者のみ
宿泊を伴う校外活動費	参加者	※3,690円	※6,210円	※限度額
通学費	特別支援学級在籍者	実費		
医療費	該当者	自己負担額分		小児医療証がない場合
めがね購入費	該当者	実費(※18,000円)		※限度額

3 申請方法

(1) 電子で申請（スマートフォン・パソコンから申請）
鎌倉市電子申請システム e-kanagawa から申請できます。

詳細はこちら
(市ホームページ)



(2) 郵送で申請

申請に必要なものを、教育委員会学務課へ郵送してください。

また、子どもの家利用料の減免手続きが必要な場合や、受理状況を確認したい場合は、
受理証をお送りしますので、切手（110円）を貼った返信用封筒も同封してください。

4 申請に必要なもの

(1) 就学援助費交付申請書

スマートフォン・パソコンから申請する場合は不要です。

郵送で申請する場合は、申請書が必要です。市役所窓口（学務課）・各学校・市ホームページからダウンロードにて入手できます。

(2) 家賃等の金額がわかるもの

★借家（借地）や賃貸住宅、社宅等に住んでいて、家賃等の支払いがある場合のみ
以下のいずれか

- ・ 賃貸契約書の写し（契約者、家の所在地、契約期間、家賃額がわかる箇所）
- ・ 通帳の写し（口座名義人がわかるページ、家賃等の支出がわかるページ3か月分）
- ・ 領収書の写し（3か月分）

(3) 令和7年中（令和7年1月～12月）の所得がわかるもの

★令和8年1月1日時点で鎌倉市に住民登録がない方や、所得申告をしていない方のみ
以下のいずれか

- ・ 令和7年分の源泉徴収票の写し（又は、令和7年分の所得税確定申告書の写し）
- ・ 令和8年度市県民税申告書の控え（令和8年1月1日の住民登録市町村で受付されたもの）

5 申請期間

令和8年（2026年）2月16日（月）から 令和9年（2027年）2月28日（日）まで

※**年度当初（4月分）から満額の支給を受けるためには、5月末日までに申請が必要です。**

6月以降に申請した場合は、月割の額での支給や、支給対象外となる費用があります。

※郵送の場合は、各月末の最終開庁日必着。電子申請の場合は、月末日まで申請可能。

6 結果通知及び支給日程（5月末日までに申請し、認定された場合）

- ・ 令和8年（2026年）6月末日まで : 認定結果を全員に通知
- ・ 令和8年（2026年）7月中旬まで : 対象者の口座に振り込み

※給食費は月毎、通学費・修学旅行費・校外活動費は状況確認後、めがね購入費は随時支給します。

《問い合わせ・申請書送付先》

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10 鎌倉市教育委員会 学務課学務担当

電話：0467-61-3796(直通)

メール：gakumu@city.kamakura.kanagawa.jp